

〔書評〕

徳川林政史研究所編『礼物軌式』『儀物軌式』

白根孝胤

はじめに

- 一 『礼物軌式』『儀物軌式』の概要
- 二 『礼物軌式』『儀物軌式』にみる産物献上
- 三 贈答儀礼をめぐる江戸屋敷・庭園
おわりに

はじめに

贈答行為は、単なるモノの移動ではなく、時代や地域を問わず、他所とのかかわりのなかで生じるものである。その行為の様相から、背景にある人間関係や集団相互の関係、さらには国家と社会の関係が浮かび上がってくる⁽¹⁾と言える。中世社会⁽²⁾（とくに室町期）では功利的な贈答儀礼が展開されていたが、その一方で足利将軍家を中心とした武家の身分的秩序の形成、および武家故実の発達と相まって、儀礼はもとより、衣食住の生活慣習まで形式化・故実化がなされた⁽³⁾。その形態は変容を遂げながら近世武家社会

に大きな影響を与えることになった。

こうしたことから、近世武家社会は格式を重んじる儀礼社会といわれている。大名家による贈答儀礼は、徳川将軍家に対して年始・八朔・重陽・歳暮といった年中行事や家督相続、参府・御暇・帰国・御礼の際に行われていたが、それとは別に野菜や果物、海産物など領内の特産品を定期的に献上していた。この献上行為は所領安堵といった拝領や恩恵が付与されたことに対する感謝や答礼として行われるもので、領内支配が安定していることを将軍に示す意味合いもあった。

大名家が四季折々に将軍家に領内の産物を献上することを「時献上」と称した。『武鑑』には各大名家からの献上品が季節ごとに記載されているが、大名家側も国家儀礼としての産物献上の重要性を認識し、詳細な記録を残すようになった。

尾張徳川家では、将軍家や交流のある大名家、旗本家、公家などへの贈り物の調達方法や荷造りの仕方などを詳細に記録した『礼物軌式』『儀物軌式』という書物が編纂された。現在、徳川林政史研究所に「旧蓬左文庫

所蔵史料」として所蔵されているが、このたび、全冊を翻刻し、図もすべて掲載した史料集として刊行された。『礼物軌式』は徳川林政史研究所開設一〇〇年を記念して刊行され、『儀物軌式』はその姉妹編にあたる。本稿ではその概要と特色について述べていきたい。

一 『礼物軌式』『儀物軌式』の概要

『礼物軌式』は、尾張徳川家が將軍家に対して献上物（主に時献上）の仕立て方を図解入りでまとめた全五巻の書物である。奥書には「文化十三丙子年夏五月」「御小納戸兼御賄頭 小倉六兵衛 奉」などと記されており、文化一三年（一八一六）五月に完成し、尾張徳川家の音信・贈答儀礼に関わった小納戸兼賄頭・台所頭の倉六兵衛を中心に、寄物賄人の竹村逸平が編輯、同じく寄物賄人の鬼頭長十郎と賄人の武藤与一郎が考訂、台所人無息見習の生駒斧三郎が図を担当したことが確認できる。季節ごとに冊が分けられ、春・夏・秋・冬の各巻は將軍家への献上品を、附録一卷は尾張家の奥から將軍家への献上品をそれぞれ収録している。これらの献上物の内訳は、春一品、夏九品、秋一六品、冬八品、その他一八品の計六二品であり、彩色絵入りの図解と説明文が記されている。献上品は国産物と江戸買上に大別することができ、国産物は尾張藩領から調達した品物で、美濃国尾張藩領の産物である枝柿や小鮎鮓、尾張国春日井郡落合村産の宮重大根、同国海東郡上條村産の瓜、同国知多郡師崎村から調達された志津幾師や海鼠腸、三盆砂糖、信濃国木曾地域の氷餅などがあげられる。また、「御拳之鶴」「御拳之雁」「御拳之鴨」は尾張家当主が在国時のみの献上となっていた。江戸買上の品物は、江戸商人を通じて購入したもので、長鮑

や梅、鮮鯛、大和柿、岩茸などである。ただし、四季ごとに品々が記載されているとはいえ、必ずしもその季節に贈られていたわけではなく、調達準備の季節ごとにまとめている点は留意すべきである。

春の巻には序文と凡例が記されているが、序文には漢文調で本書を編纂した理由が述べられている。それによると、献上の作法は古式に基づいたものであり、常に旧録を参考にして取り扱ってきたが、明暦の大火により旧録の大半を失うと口伝で補ってきたという。そこで元文期の初めに不明なところを調査してその作法を一書にまとめたが、現況と異なる部分もあるので、その異同を修正しつつ、脱漏を補ったと説明している。ほぼ同様の内容は奥書にも記されており、「為後來証文今度其趣委相訂、一書二編集」と、献上物の仕立て方を一書にまとめ、後世の参考となるようにしたと明記している。凡例は全三一か条あり、その内容は、献上物の仕立方と調達方法（第一条〜第八条）、献上物に添える包熨斗の有無や献上物の体裁に関する規定（第九条〜第十八条）、献上物見分の方法や場所、時期等（第十九条〜第二十四条）、献上の手続き（第二十五条〜第二十八条）、補足事項（第二十九条〜第三十一条）である。

本書の特色として、品物を入れる箱の材や大きさ、包む紐の種類や長さ、紐の結び方などの作法を絵入りで詳細に記している点があげられる。

例えば、春の巻の正月三日の御謡初の際に献上する御盃台の図を見ると、台足木も含めて檜材を使用した豪華な作りで、公儀花大工の九左衛門が作成していたことがわかる。原則として多くの品物は、包装するための用材として檜材目の箱に収められて將軍家へ献上されていたが、粕漬鯛（夏の巻）・粕漬鮎や塩鮎（秋の巻）を収める桶や樽は杉材目を使用し、三盆砂糖（秋の巻）などには桐材目が使用されていたことが確認できる。夏の巻

に記載されている延命酒を入れる容器は、尾張国春日井郡瀬戸で製造された白徳利で、徳利の栓は杉材、徳利を入れる箱は桐桤目、箱の居台は面縁が檜桤目、貫足が檜桤目というように、用途に応じて用材の種類が異なっていたことがわかる。

以上のことから、尾張徳川家が將軍家への贈答儀礼の重要性を認識し、相当な気配りをしていた様子をうかがうことができる。

さて、將軍家への献上物の作法をまとめた『礼物軌式』に対して、『儀物軌式』は、尾張徳川家から御三家・御三卿・大名家・旗本家・公家・寺社などに品物を贈る際の仕立方や作法について図解を用いながら記した書物である。成立年代は文化一四年（一八一七）五月で、小納戸頭取兼賄頭・台所頭の倉九郎兵衛（文化一三年十二月に六兵衛から改）が編纂を統括するなかで、寄物賄人の竹村逸平が執筆内容を取りまとめ、台所人御賄人無息見習の生駒斧三郎が図を作成し、御歩行格以下小普請御賄人当分仕埋の白岩初蔵が執筆をそれぞれ担当した。そのうち小倉・竹村・生駒は『礼物軌式』の編纂にも名を連ねており、『礼物軌式』とともに、十代当主徳川齊朝のもとで行われた尾張家の贈答儀礼を後世に伝えるための編纂事業であったことが確認できる。

『儀物軌式』は全一〇巻で構成されているが、巻六と七、巻八と九は合冊のため全八冊である。各巻は贈答儀礼の宛先ごとに、家柄や家格に分類のうえ記述している。季節ごとに献上する品物を分類している『礼物軌式』とは異なる構成である。

まず、巻一「原始」では、序文に続いて二八か条にわたる凡例が記されている。第一条では音信・贈答は「他向江対候御事」なので先例と相違がないように「精密」に行うことを厳命している。第二条では御三家・御三

卿をはじめ、巻二以降に掲載されている音信・贈答の対象が明記されている。また、最後の第二八条には、すべて音信物（献上物）は用人の指図に従うように申し渡している。続いて、六六項目の各品物を贈る際の慣習や注意事項について記されており、冒頭の「御仕立方之例、難分節伺」という項目には、「都而御献上・御音信等之御品、御仕立方之例無之、難分儀有之節者、早速相伺候様、或者例方有之候而も如何与心附候儀有之候ハ、是又相伺候様、右ハ差懸相伺候儀無之様ニとの儀御下知」とあり、献上物や音信物の仕立方が不明な場合や、たとえ先例があっても留意すべきことがある場合は事前に問い合わせるようにと下知が出されていることが確認できる。この申し渡しは寛政十一年（一七九九）七月に出され、九代当主宗睦の代に一橋家への年中進上物に際しての下知であったことがわかる。このとき尾張徳川家と一橋家は両家関係にあり、前年四月に一橋治国の子である愷千代が宗睦の嫡子となったことから両家の贈答儀礼が緊密化していく様子が読み取れる。

巻二は「武家 上」として御三家・御三卿やその縁者、巻三は「武家 下」として大名や旗本衆、巻四は「御女中向 上」として御三家・御三卿の簾中や息女、巻五は「御女中向 下」として尾張徳川家と婚姻関係を結んでいる「御縁家」の室や息女、および江戸城大奥や御三家の女中、巻六・七は「公家 上・下」として、摂家・親王家・清華家・大臣家、巻八・九は「釈門 上・下」として門跡、そして、巻一〇「神仏御献備」は尾張徳川家ゆかりの寺社を対象としている。各巻は品目ごとに項目が分けられている。まず、それぞれ品物の項目の冒頭に、各品物を贈るために必要な物品の一覧が提示され、続いて品物を包む容器の図や寸法の説明がなされている。その後に「近例書抜」として、過去にどのような契機で誰に

対してその品物を贈ったのかを記している。品物によっては複数の巻にわたって同じ品物の仕立方が記載されている場合があり、各巻の記載を比較することで、同じ品物であっても宛先に応じて仕立方が異なっていることも判明する。

また、『礼物軌式』と同様に図が豊富に含まれている。特に品物を詰める容器についての図が充実していて、どのような形状で各宛先に贈り物をしたのかわかりやすい内容になっている。品物を入れる箱の材や大きさ、包む紐の種類や長さ、紐の結び方などの作法を絵入りで詳細に記したものはあまり例がなく、希有な仕様書といえよう。

以上、両書の概要について述べてきたが、解題として、高橋喜子「礼物軌式」の来歴と編集方針、および萱田寛也「儀物軌式」の概要」が掲載されており、より詳細な検討がなされているので参照していただきたい。⁽⁴⁾

二 『礼物軌式』『儀物軌式』にみる産物献上

ここでは『礼物軌式』『儀物軌式』両書に記載されている国産物として「宮重大根」を中心に、尾張徳川家における産物献上の一端を見ていきたい。

『礼物軌式』秋の巻に記載されている「宮重大根」は、尾張の代表的な国産物として名高く、春日井郡落合村の枝郷宮重で栽培されていた。すでに藩祖徳川義直（家康の九男）の代には、「上り大根」として三〇本ほどが作られ、正保二年（一六四五）一月には三代將軍家光に献上されたという。「春日井郡落合村絵図」には「御献上宮重大根畑」が描かれており、尾張徳川家に上納する大根を栽培するための畑が決められていたことが確認でき

⁽⁵⁾る。『礼物軌式』によると、「於彼地清洲御代官所江寄物御賄人を以、為申越候事」とあるように、大根は寄物賄人を通じて清洲代官所を介して調達された。上条瓜の献上の際も同地域を管轄した清洲代官所の手代が担当している。また、枝柿や美濃柿、甘干柿など年間を通じて柿が將軍に献上されていたが、いずれも藩領の美濃国加茂郡蜂屋村の特産品で、太田代官所を介して調達されていた。小鮎鮎・宿継鮎鮎・粕漬鮎・塩鮎などは北方代官所（尾張国栗栗郡）の手代が、三盆沙糖（砂糖）は鳴海代官所がそれぞれ担当している。天明元年（一七八一）五月より、九代当主宗睦による地方機構改革が展開されるなかで、尾張・美濃両国におよぶ藩領は、国郡の領域に関係なく、また蔵入地・給知・寺社領の区別なく、一一の代官所管轄区に区分され、各任地への駐在を義務付けた所付代官制が採用された。そして所付代官は、寛政六年（一七九四）にこれまで農政を担ってきた国奉行から勘定奉行の指揮系統下に一元化された。このように、地域とのつながりの緊密化を図るために改革された所付代官制が国産物の献上にあたり、円滑に機能していたことがうかがえる。

宮重大根は清洲代官所の役人による点検が終わると、黒印を大根の中程に刻し、藁菰で包み、五か所を束ねて紋付提灯と絵符を携帯して上納された。このとき十一代將軍家斉とその息女淑姫（十代当主斉朝・簾中）に一〇本献上されたが、その大根の収穫時期や江戸到着までの日程の他、大根の包み方の手順や水引の付け方などが一六六の図解によって細かく解説されている。

一方、『儀物軌式』巻二には「宮重大根被進候近例書拔」として、両敬の一橋家に当主斉朝の在府・在国にかかわらず「定例」として一二月か、一二月の間に進上することが記されており、あわせて朱書で斉朝の生母

「乗蓮院様」とある。田安斉匡には文化一三年一月に「時節御見舞」に贈ったとあり、贈答事由に違いがうかがえる。

卷三では老中や側用人には一月に「定例」で贈っているが、奥坊主組頭・表坊主組頭には冬（時節伺）に三本ずつ贈ったと記されている。坊主衆への進上において「御城附申達候上」との記載は注目値する。これは幕藩間交渉における内々の要路となる大名家側の江戸留守居役（御城附）と將軍家側の坊主衆との日頃からの緊密な関係の構築、維持が図られていたことを示唆しているからである。こうした事例は他の産物進上にも見られる。例えば、卷三の「枝柿被遣候近例書拔」には、文化一二年正月に先手物頭三浦和泉守へ「依頼」により贈っていることが確認できる。「御取持」と記載があるように、当時の先手頭は大名家の家督相続や婚姻などを幕府との間で円滑に遂行するための取次役で、御家存続に関わる重要案件において大名家が頼りにしていた懇意の旗本（御出入之衆）であった。

また、卷四によると、先述の將軍息女淑姫には「定例」將軍家齊に献上する（一月）として「無類」（最上級）を一〇本、峯姫（將軍家齊息女、水戸徳川家当主斉脩・簾中）には「定例」として七本、その他は五本ずつ進上することになっていた。大根を縛る懸繩の材質にも違いがあり、淑姫と峯姫には「白赤長水引」、それ以外には「紺苧縄」を結ぶことになっていた。卷五の「近例書拔」では、江戸城本丸付の奥女中への進上が確認できる。御右筆頭の玉井には眼病で宿下がりをしていることへの「御尋」、浦尾と織江には所労の「御尋」として贈っている。なかでも織江に対しては「御用向格別心入御世話申上候付」とある。本丸の元老女野村と家齊側室の本性院には、当主の在府・在国にかかわらず「定例」で贈っている。將軍家と尾張徳川家との奥向において緊密な交流が展開されていたことがうかがえる。

このように、宛先ごとに「宮重大根」の贈答事由とその質や本数、付属品の材質などが明確に区別されていたことがわかる。また、冬の時期に贈ることが慣例となっていたことがうかがえる。

なお、各品目の「近例書拔」については、巻末に川島孝一氏作成の「宛名別贈答の近例一覧」表が掲載されているので、参照していただきたい。

三 贈答儀礼をめぐる江戸屋敷・庭園

『礼物軌式』『儀物軌式』では、産物献上における尾張藩領域とのかかわりだけでなく、江戸屋敷の庭園の役割についても垣間見ることができる。実のところ、宮重大根は国元だけではなく、尾張徳川家の江戸屋敷である戸山下屋敷の「御菜園」でも上納品として栽培されていたことが確認できる。「江戸御小納戸日記」（尾張徳川家文書）二一四九、第二冊の文政一一年一月五日条には、「御庭出来之宮重種大根、左之通今日御内々両御丸江御献上、且夫々被進之儀取調候上、居台御駿斗包、御名札提大奥江相廻ス」とあり、このとき、江戸城本丸・西丸に二五〇本献上されるとともに、十一代当主斉温の簾中愛姫に五〇本、十代当主斉朝の生母乗蓮院に二〇本、斉朝（前年に隠居）からは一橋斉禮に二〇本がそれぞれ進上された。

戸山下屋敷の庭園（戸山荘）は、およそ一三万坪におよぶ江戸の大名庭園のなかで随一の広さを誇り、四季折々の樹木や草花が植栽されていた。しばしば將軍の御成も行われたため、やがて「天下の名園」と称された。その庭内の一部は畑地となっており、そこに「御菜園」が造成され、大根・蕪・茄子・芋など様々な作物が栽培されていた。その年に収穫した作物は、当主やその家族への「御慰」として定期的に進上されるとともに、將

軍家への献上品となった。⁽⁶⁾

『礼物軌式』附録には「御菜園物」の項目があるが、そこには「文化十二年十月十一日、公方様・大納言様・御台様・御簾中様江姫君様戸山御屋敷江被為入候付、御進上被遊候様ニ与從御前被進之」と記されており、將軍息女で当主斉朝の簾中淑姫が戸山荘を訪れた際に、「御菜園物」を將軍一家に進上するようにと、斉朝からの申し渡しがあったことが確認できる。このとき進上された「御菜園物」は水洗いされ、一箆ずつ青箆に詰められた。その内訳は長芋五本・人参二〇本・小蕪七把半の他、「戸山」牛蒡七本も含まれていた。この事例は『儀物軌式』巻四の「御菜園物」の項目にも記されており、文化四年（一八〇七）一〇月、同一〇年四月の先例によるものであることがわかる。また、当主斉朝の生母乗蓮院へは「定例」として、長芋五本・くわい四〇・人参一五本・小蕪六把・柚二〇・フキノトウ一升五合・「戸山」牛蒡五本が進上されている。文化四年一〇月と同一〇年四月の事例は同じく巻五に記されている。文化四年一〇月の近例では、將軍家斉御台所（寛子）の大奥女中のうち、中年寄二名と本丸付表使、御右筆頭各一名に「青物七種」を包熨斗を添えて進上されたと記されている。同一〇年四月の近例には、戸山下屋敷において本丸付御客応答格の花沢へ「青物七種一台」が贈られたとある。

また、『儀物軌式』巻二では、文化一三年閏八月に水戸家当主徳川治紀への見舞いとして「御庭御菜園物」七品を進上した事例が記されている。

なお、治紀は同月一九日に死去している。巻五には、文化二年一二月に水戸家六代当主であった治保の初月忌のために水戸家老女へ青物五品から七品を進上していることも確認できる。文化年間に水戸家とは「御省略二付（中略）御音信物之儀、御断被仰進候付、是迄被進候御国産之御品、右御年

限中者、去卯年之通不被進旨」（『儀物軌式』巻二）と、産物進上は制限されていたが、「御菜園ものの者、御小納戸并戸やま御屋しき方より相廻り候」（『同』巻二）と、江戸における「御菜園物」の進上は継続されていたようである。

その他、注目すべきは、戸山下屋敷に植栽された様々な樹木の葉（杉・桑・桃・柿などを）、品物によっては産物献上の際に搔敷として使用していたことである。例えば美濃柿の献上にあたり、賄頭からの命として戸山御庭で採取した「紅葉柿の葉」を「御献上御用」として用意することが申し渡されている。美濃柿は一個ずつ、この柿の葉で包み、「くぐ芝」で十文字に結んで箱に納められ、用人の見分が済むと蓋を閉じたとある。柿の葉の包み方については、彩色絵入りで詳細な説明がなされている（『礼物軌式』夏の巻）。なお、これらの柿の葉は、「搔敷の柿の葉者、みの柿のせつ、請取候余計をかこひ置、別に不請取、もし不足なれハ、御用人衆江御届申上、戸山御屋敷奉行分請取候事」と、甘干柿の献上の際にも使用され、不足した場合は戸山御屋敷奉行が用意することになっていた。このとき用意した柿の葉は、搔敷として柿を収める箱の組子仕切りの間に詰められた（『礼物軌式』秋の巻）。また、上条瓜も献上の際には搔敷として著我の葉を使用していた。ただし、文化二年に戸山下屋敷の花畑が掟畑になると、それ以降は江戸で買い上げることになったと記されている。⁽⁷⁾

おわりに

近世社会で展開された贈答儀礼のうち、産物献上は將軍の所領安堵に対する円滑な支配の証として、諸大名が全国統治者である將軍に献じた贈答

行為であった。このような贈答行為は將軍家との関係にとどまらず、老中をはじめとする幕閣や大名家が懇意にしていた旗本、御縁家や両敬関係にある大名家や公家など、近世社会全体に及んだ。尾張徳川家で編纂された『礼物軌式』『儀物軌式』は、こうした儀礼世界の様相を示した書物といえよう。また、尾張徳川家の場合、重臣層のなかには大名並の産物進上を行っていた家臣も存在する。「万石以上」格で両家年寄(付家老)の成瀬家・竹腰家や石河家、渡辺家、志水家、木曾衆の山村家、千村家などである。成瀬家では、宝永二年(一七〇五)から文久二年(一八六二)まで約一五〇年間にわたる幕府への献上の公式記録である「献上留」(大山城白帝文庫蔵)が作成されている⁽⁸⁾。単なる献上記録に留まらず、献上の手続き、拝領の記録、献上の対象となった特産品の収獲状況を幕府に報告した内容など多様である。渡辺家でも留帳(徳川林政史研究所蔵)が作成され、將軍家や尾張徳川家に宛てて献上した品物や経緯について一年ごとに記録している。寛文一三年(一六七三)から文久四年(一八六四)まで、一部欠年があるが一四〇冊余りが残っている⁽⁹⁾。今後、これらの献上記録もあわせて分析することによって、尾張徳川家における贈答儀礼の実態が一層明らかになるであろう。また、『礼物軌式』『儀物軌式』には近世中・後期の先例や近例が記されているが、初期における産物献上の状況については、すでに刊行されている『源敬様御代御記録』や『瑞龍公實録』⁽¹⁰⁾を活用することで、贈答儀礼の変容や詳細が確認できると思われる。

最後にこの時期に両書が編纂された背景を指摘しておきたい。両書の編纂は十代当主斉朝の治世のもとで行われた。斉朝は十一代將軍家斉の甥にあたる。先代当主の宗睦は、一橋治済の嫡子豊千代(のち家斉)が將軍世子となったのを契機に、一橋家との両敬を成立させ、それを基軸とした將軍

家との関係強化を重視していた。藩祖義直の血統途絶の危機にあるなか、この両敬関係が当主継嗣問題では功を奏し、斉朝の養子相続が実現し、御家存続が図られた。斉朝自身も尾張徳川家当主としての「御家」意識が強く、「御縁家」や「御出入之衆」との関係維持につとめ、その把握のために系譜の編纂・改訂(御統帳)や「統修系図」の完成など⁽¹¹⁾を実施した。『礼物軌式』『儀物軌式』の編纂は、これらの家々(もしくは人間関係)との関係維持、継続に不可欠と位置づけ、贈答儀礼の重要性をあらためて認識する意義があったと考えられる。その想いは「後の人此志を継て広く旧記を涉獵し、脱漏を補へし、かならず怠る事なかれ」(『儀物軌式』巻一)という一文が如実に表していると言えよう。

『礼物軌式』『儀物軌式』の刊行は、近世社会における産物進献、および贈答儀礼に関する研究、さらには食文化史、生活史などの分野の進展に大きく寄与するといっても過言ではない。また、藩政史や地域社会論といった側面からの新たな視点も提示できると思われる。このような尾張徳川家の貴重な史料が刊行されたことに、翻刻作業、解題の執筆、一覧表の作成に尽力された徳川林政研究所の研究員、研究生、関係者の皆さんに感謝しつつ、多くの方々に活用されることを期待したい。

『礼物軌式』(史料纂集 古記録編)…A5判、二三四頁、一七、六〇〇円、八木書店、二〇一三年二月刊)
『儀物軌式』(史料纂集 古記録編)…A5判、三二六頁、一八、七〇〇円、八木書店、二〇一五年五月刊)

註

- (1) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、一九九九年)。
- (2) 桜井英治『贈与の歴史学―儀礼と経済のあいだ―』(中公新書、二〇一一年)。
- (3) 二木謙一『中世武家の作法』(吉川弘文館、一九九九年)。
- (4) その他、『礼物軌式』の解題として、宮澤歩美「江戸における献上物調達」、萱田寛也「知多郡師崎村の産物」、『儀物軌式』の解題として、谷橋啓太「『儀物軌式』にみる鮎鮓の贈答」がそれぞれ掲載されている。
- (5) 『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年 尾張の殿様物語』(徳川美術館、二〇〇七年)。
- (6) 拙稿「尾張家における御菜園・御菜園の利用と実態」(徳川林政史研究所『研

究紀要』第四七号、二〇一三年)。

- (7) 前掲宮澤氏論文参照。
- (8) 『拝領と献上―犬山城拝領三九〇年―』(犬山城白帝文庫、二〇〇七年)。
- (9) 西田真樹「延宝―元禄期における渡辺半藏家の贈答儀礼」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』、清文堂出版、二〇〇一年)、井浪直人「尾張藩年寄渡辺半藏家の献上儀礼」(犬山城白帝文庫『研究紀要』第九号、二〇一五年)。
- (10) 『史料纂集 源敬様御代御記録』全四卷(八木書店、二〇一五年)二〇一九年、『史料纂集 瑞龍公實録』(八木書店、二〇二二年)。
- (11) 拙稿「尾張家における「両敬」の形成と將軍権威」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第四篇、清文堂出版、二〇〇九年)。